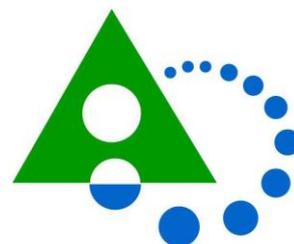


給水装置工事施行基準

(改正版)

松山市公営企業局

限りある水を大切に



水道シンボルマーク

目 次

第1章 総 則	1
1 趣 旨	1
2 適 用	1
第2章 給水装置の概念	2
1 給水装置の定義	2
2 給水装置の種類	2
3 給水装置工事	2
4 給水装置工事の種類	2
5 給水装置工事の申込み	3
6 工事の費用負担	3
7 手数料	3
第3章 指定給水装置工事事業者制度	4
1 概 要	4
2 指定給水装置工事事業者の指定等（法第16条の2）	4
3 指定の更新制の導入	4
4 給水装置工事主任技術者	4
5 指定の基準	5
6 指定の更新	5
7 指定の更新時に確認する事項	6
8 指定工事事業者の義務	7
9 指定の取消し及び停止	8
10 給水装置工事に従事する者の責務	8
第4章 給水装置の構造と材料	9
1 給水装置の構造	9
2 給水装置の材料及び器具	9
3 基準適合の証明方法	14
4 特定機器	16
5 軟水器	16
第5章 給水装置工事の設計	20
1 給水装置の基本調査	20
2 協 議	20
3 給水方式	20
4 受水槽給水方式の概要	22
5 給水管引込み基準	25

6	メーター設置基準	25
7	計画使用水量の決定	30
8	受水槽式給水の計画使用水量	36
9	給水管の口径の決定	41
10	設計水圧	43
11	動水勾配及び流速、流量	43
12	口径の決定	44
13	受水槽式給水の口径	53
14	口径決定の手順	53
15	損失水頭	54
16	各種給水用具による損失	57
17	その他の損失水頭	59
18	末端給水栓の残圧	59
19	口径決定計算方法	59
20	給水管・継手	69
第6章	給水装置工事の申込み	73
1	給水装置工事の申込み	73
2	検査	84
第7章	給水装置工事の施工	92
1	一般事項	92
2	現場責任者の常駐	92
3	断水	92
4	事故処理	92
5	給水管の分岐	93
6	配管工事	97
7	管の切断加工	108
8	管の接合	109
9	給水管の明示	109
10	止水弁・止水栓の設置	110
11	メーターの設置	110
12	土工事等	111
13	埋め戻しと残土処分	112
14	道路復旧工事	112
15	現場管理	113
16	その他	113
第8章	水の安全・衛生対策	114
1	浸出等に関する基準	114
2	水撃限界に関する基準	114

3	防食に関する基準	1 1 7
4	逆流防止に関する基準	1 1 8
5	凍結防止に関する基準	1 2 2
6	クロスコネクションに関する基準	1 2 2
第9章 受水槽の設置基準		1 2 3
1	受水槽の設置要領	1 2 3
2	貯水槽水道の維持管理	1 3 0
3	貯水槽水道の検査機関	1 3 1